

複写申込書（郵送による複写サービス用）

(職員記入欄)

申込内容確認	複写物確認

年 月 日

大分県立図書館長 殿

大分県立図書館利用規則第9条及び著作権法第31条の規定により、下記の事項を了承のうえ、次の資料の複写を申し込みます。

申込者氏名

電話番号

郵便番号・住所

資料名(書名・誌紙名等)	巻号・日付	複写箇所(ページ)
		～
		～
		～
		～
		～

記

- ①大分県立図書館所蔵の資料であること。
- ②調査研究の用に供するものであること。
- ③複写部数は一人につき**1部**であること。
- ④公表された著作物の一部分であること。
(ただし、発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部でもよい。)
- ⑤複写資料の使用によって生じる著作権上の問題は、すべて申込者がその責任を負うこと。
- ⑥資料によっては、保存上または形態上、複写できないものがあること。
- ⑦資料の中には、人権にかかわる内容や語が認められることもあるので、人権についての正しい理解のうえに立って利用すること。

複写資料の種類

コピー機	マイクロ複写機	データベース CD-ROM	白黒 × 枚	現金受領
			カラー × 枚	
枚	枚	枚	円	